

北海道教育委員会からのお知らせです。

返還する必要のない「奨学のための給付金」 ～北海道公立高校生等奨学給付金制度のご案内～

1 「奨学のための給付金」とは？

全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、**授業料以外の教育費負担を軽減**するため、高校生等が
いる非課税世帯及び低中所得世帯に対し、返還する必要のない給付金を支給する制度です。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、通信費、学用品費、通学用品費、生徒会費、PTA会費等です。

2 「就学支援金」とは何が違うの？

「就学支援金」は、高等学校等の授業料を支援する制度で、北海道が国から受け取り授業料に充てます。
「奨学のための給付金」とは異なり、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

3 「奨学のための給付金」の受給要件は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 基準日（令和8年7月1日現在）に高校生等が国公立の高等学校等に在学していること。
- (2) 基準日に保護者等が北海道に住所を有していること。
- (3) 基準日に保護者等が以下のいずれかに該当すること。①生活保護世帯 ②保護者等全員の住民税が非課税 ③保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満（専攻科を除く）
※ ③の低中所得世帯は、令和8年度政府予算案が成立した場合、支援の対象となる（就学支援金制度の対象外となる外国籍の生徒を除く）。
※ 「高等学校定時制課程教科書給与事業」や「通信制課程教科書学習書給与事業」、「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」との併給はできないのでご注意ください。

4 申請する時期はいつ頃？どこへ申請書を提出するの？

令和8年7月～8月の学校が指定する期日までに申請書を学校へ提出することとなります。
申請書類は7月以降、学校で配布します。

5 給付額は？

区分	課程		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯	32,300円	32,300円	
② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	143,700円	50,500円	50,500円
③-ア 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満の世帯（年収270～380万円程度）	47,900円 （予定）	16,830円 （予定）	16,830円 （予定）
③-イ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯（年収380～490万円程度）	35,930円 （予定）	12,630円 （予定）	
④ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満（年収380～600万円程度）であり、扶養する子が3人以上いる世帯			12,630円 （予定）

- ※ 上記の内容は、国の要綱改正により変更する場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 低中所得世帯への支援の拡充については、国会提出中の令和8年度予算案の成立を前提として、速やかに事業を開始できるようにするため、事前にお知らせするものです。
- ※ 北海道教育委員会以外にも各種修学支援の制度が実施されています。
詳しくは、「公益財団法人北海道高等学校奨学会（<http://www.do-shougaku.or.jp/>）」及び「独立行政法人日本学生支援機構（<http://www.jasso.go.jp/>）」のホームページを御覧ください。